「その支出、ちょっとまったぁ!」

すきでんぬきほ

京都・主基田抜穂の参違憲訴訟団 通信

2022, 6, 30

連絡先:大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 **☎**06-7777-4935 靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付

http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html

N06

一第6回口頭弁論報告一

●第6回口頭弁論報告

4月18日午前11時半から、京都地裁101号法廷において京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第6回口頭 弁論が開かれた。

前回の口頭弁論では、70ページ以上の原告準備書面4を提出し陳述したが、今回は被告側の反論。開廷直後、裁判長が被告に「被告準備書面4を陳述しますか」と尋ね、被告が「はい」と答えて、「次回の期日は7月25日11時半」と確認し、原告側に被告準備書面4に反論するのであれば7月15日までに準備書面を提出するよう求め、この日は閉廷。この間約5分余り。

被告準備書面4は、知事の本件各儀式への参列等の事実関係についてはほぼ認める内容だったが、法解釈等については、「争う」とした。被告の反論は、やはり予想どおり「皇室の伝統」の前に思考停止し「社会的儀礼」という言葉でゴマかす従来の判例をほぼ「コピペ」したようなものだった(その論点抜粋は次ページ)。

弁護団では、すでに前回の口頭弁論終了直後から、被告の反論を想定して被告準備書面4に対する再反論の検討をすすめており、また、新たに憲法学者の横田耕一さん、佐々木弘通さんからもお話を聴き、万全の体制で被告の反論に対する再反論を準備中である。

次回の口頭弁論では、それら憲法学者の力もお借りし、被告準備書面4をことごとく論破する聴きごたえのある弁論を行える予定。みなさん、傍聴に来てください。

●口頭弁論後報告集会報告

この日は、弁論後、裁判所の向かいの京都御所で青空集会となった。

まず、前回の口頭弁論で原告準備書面4を担当した中島光孝弁護士から、被告準備書面4で被告が「争う」 とした争点についての説明がなされた。

加島弁護士からは、被告準備書面 4 では、新しい論点は見当たらず、要は「知事の参列は『社会的儀礼』であり、信教の自由を侵害するものではないので憲法違反にはあたらない」という内容で、裁判所に対して、従来の判例どおりでいいですよというサインを送ったもの。そして、裁判所もそれを受け取っただろう。だから、それを覆すためにはそれまでの判例にない議論を持ち出す必要がある、というコメントがされた。

また、原告のPさんは、「現在、ロシアはウクライナに侵略をしているが、日本もそういうことをやってきた。そのもとになるのは大元帥の天皇で、その責任があるのは明らか。そういう思いもあり、この訴訟をやってきた。」と語った。引き続き、出席した原告・弁護団から発言をいただいた。



是非、

傍聴に



次回口頭弁論 7月25日(月)11時30分~ 京都地裁101号法廷 弁論後弁護士会館にて報告集会を行います (詳細は6ページ掲載)

被告準備書面 4 (争点についての反論) 抜 粋

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟訴訟団事務局

2022.4.18

被告から2022年3月17日付けで被告準備書面4が提出されました。知事の本件各儀式への参列等の 事実関係については被告もほぼ認める内容でしたが、法解釈等については、「争う」とした点があります。被 告のそれらの反論は、やはり予想どおり「皇室の伝統」の前に思考停止し「社会的儀礼」という言葉でゴマ かす従来の判例をほぼ「コピペ」したようなものでした。

弁護団では、すでに前回の口頭弁論終了直後から、被告の反論を想定して被告準備書面4に対する再反論の検討をすすめ、また、新たに憲法学者の横田耕一さん、佐々木弘通さんからもお話を聴き、万全の体制で被告の反論に対する再反論を準備中です。

現時点では再反論の内容はまだ最終的に固まっていませんので、とりあえず被告準備書面4の中で、被告が「争う」とした重要な争点について下記のとおりお知らせします。

(各項目の見出しについては、頭の「第4」「2」「(2)」「ア」等の数字、記号等を含め、原告準備書面 4 に対応するものです。)

第4 「国民主権原理違反」について

- 2 「国民主権原理と本件各儀式、本件参列、本件各公金支出」について
 - (2)「本件各儀式が憲法前文第一段及び1条に違反すること」について
 - ア、本件各儀式が昭和3年の大嘗祭の式次第を引き継いでいることは認めるが、意味までも引き継い で服属儀礼であるという主張については争う。

(*理由なし-事務局注)

- (3)「本件各儀式が憲法4条及び7条に違反すること」について
 - イ、天皇が憲法の定める国事行為のみを行い、国政に関する機能を有しないことは認めるが、それ以外は「純然たる私的行為」であるからおよそ公的性格を認め得ないとする趣旨の主張については争う。国民体育大会など国民的行事への臨席や外国への公式訪問など、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴として行う公的行為は国事行為以外にも存在している。

内閣は、大嘗祭について、皇位継承にかかる伝統的儀式として公的性格を有するとする閣議口頭 了解を行い、大礼委員会及び式典委員会を設置して行事を実施したものであり、それが憲法4条1 項及び7条に反することはない。

まして京都府知事は、天皇の即位に祝意を表す社会的儀礼として参列したにすぎないから、その 行為及び費用支出が憲法4条第1項及び7条に反することはない。

第5 「政教分離原則違反」について

- 3 「政教分離原則と本件各儀式、本件参列、本件公金支出」について
 - (4)「大嘗宮の儀を主催し、執行する天皇及びその私的使用人らの団体が宗教団体であること(憲法20 条1項後段違反、89条前段違反)」について
 - ア、天皇は、日本国及び日本国民統合の象徴として国事行為などを行うものであり、私的使用人であ

る掌典職を使用して宗教行為を行うことは「本来の目的」や「主たる目的」ではないから、天皇及 び皇族らで構成される組織ないし団体は「宗教団体」ではない。

ウ、天皇らは宗教団体ではないから、憲法20条1項が禁止する宗教団体への特権の付与にあたらない。

また、国は、大嘗祭についても、皇位継承にかかわる伝統的儀式として公的性格を認めることができるとして公金を支出したものであり、「宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため」の支出ではないから、憲法89条に反するものではない。

- エ、京都府知事ガ宮内庁の依頼に基づいてあっせんしたのは府下の農業団体であり、主基田の選定に 直接関与したものではない。また、京都府知事の参列は、天皇の即位に祝意を表す社会的儀礼であ り、儀式に不可欠の要素とはいえない。
- (5)「本件参列が宗教活動であること(憲法20条3項違反)」について
 - ウ

 一原告らの主張は、国や地方公共団体と宗教の関わりはおよそ許されないとするものであって、上

 記各大法廷判決をはじめとする最高裁判例とは異なる考え方に立つものである。
 - □京都府知事らは、天皇の地位承継に伴う伝統的儀式に際し、天皇の即位に対する祝意を表す社会的 儀礼として参列したものに他ならない。効果についても、宗教に対する援助や助長をもたらしていな い。津地鎮祭大法廷判決が示した目的効果基準において、本件参列が憲法20条3項の宗教活動にあ たるものとは認められない。
 - 三なお、孔子廟大法廷判決は、空知太神社大法廷判決(最大判平成22年1月20日・民集64巻1号1頁)と同様に、特定の宗教に対して土地を無償で使用させるという利益提供が明らかな事案(())内略)について、「我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保証の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるもの」であるかの判断基準を示したものである。

本件は、京都府知事らが交通費などを支出して参列したというものであり、特定の宗教に対して土地や金銭を提供するなどして利益を与えたのものではないから、目的効果基準による検討(参列が特定の宗教に対する援助や助長となるかの検討)がなされるべき事案である。孔子廟大法廷判決とは判断枠組みを異にする。

- (6)「政教分離規定に関する4つの最高裁大法廷判決の事案との比較検討」について
 - オ、特定の宗教団体や宗教施設に対して土地を無償提供しているような事案では、経済的利益を与えていること自体は明らかであり、目的及び効果というだけでは「限度を超えるもの」かどうかについて結論を得ることができない。そして、ある一時点における公金支出や一回的な作為ではなく、長期間に及ぶ継続的行為という行為様態にも鑑み、「当該施設の性格、当該免除をすることとした経緯、当該免除に伴う国公有地の無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らし総合的に判断すべきものと解するのが相当である」としているのである。

政教分離原則に反しないかについては、「我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保証の確保という制度の根本目的との関係で相当とする限度を超えるもの」かどうかにより判断するというのが津地鎮祭大法廷判決以来の最高裁判例の一貫した立場であり、その上で目的効果基準を用いるか、総合的判断基準を用いるかは着眼点の違いであって対立的に理解されるべきではなく、政教分離が問題となる行為の態様に応じて柔軟になされるべきものとされている(最判解民平22(上)38頁以下)。そのことは、総合的判断基準を示したとされる空知太神社大法廷判決及び孔子廟大法廷判決がいずれも目的効果基準を示したとされる津地鎮祭大法廷判決を引用して判示していることからも明らかである。

日常生活の中の天皇制

部落解放同盟全国連合会大久保支部 (準)

三宅法雄

私は奈良県橿原市大久保町に住んでいます。今から100年前水平社結成の直前に畝傍山の中腹にあった洞部落は「部落民が天皇の墓を見下ろすのは恐れ多い」と言う理由で現在の大久保町に移転させられました。その当該地です。洞部落強制移転は天皇制と部落差別を語る上で欠かすことはできません。まさに「日常的に天皇制」を感じずには過ごせない地理的、歴史的条件下にあります。

皇族が神武天皇陵にやってくるとなると、たちまち道路が清掃され白線が引き直され時には舗装さえやり直します。当然警備も強化されます。日頃ほとんど人通りのない家の裏をバイクに乗った警官が住民の家々をのぞきつつ通って行きます。こちらが職務質問するわけにはいかないので思い過ごしかもしれませんが、ハイカーや散歩を装った権力ではなかろうかと思われる人物も見かけます。

ヒロヒト崩御の時はもっともっとあからさまでした。 狭い町内のあちこちを警官が徘徊し、村の神社の前では 機動隊員が24時間立ち続けました。私は自宅の玄関の 前で職務質問をされました。「どこへ行くんや」と詰め寄ってくるのです。ムカッときて「ここは俺の家や」と言 い返しました。また覆面パトカーには村の中からつきま とわれました。サイレンも鳴らさず警告もせずただただ 後をつけてくるのです。しまいには無線で呼んだのかこ れまた覆面パトカーに行く手を阻まれ無理やり停止させ られました。

今、最寄りの駅は「畝傍御陵前」となっていますが、 1923年の鉄道開通時は「畝火山駅」と称しています。 そして1940年の「紀元2600年」に合わせて畝傍 山周辺が大きく改変されるころには「神武天皇陵駅」と 改称されています。駅舎は神社の本殿を模した切妻の大屋根で覆われています。日常的にこの駅を使用し見慣れている我々には珍しくもなんともありませんが、他所から来られた人には奇異に映るのではないでしょうか。かつて国鉄畝傍駅(現在 JR 畝傍駅)から畝傍御陵前駅には直通の線路があり、天皇は「畝傍御陵前駅」で降りて「神武天皇陵」を参拝していたようです。JR 畝傍駅には貴賓室が現存しておりたまに一般公開されています。畝傍御陵前駅に貴賓室があるのかどうかはわかりませんが、

切妻屋根の下には駅舎の半分以上を占める開かずのスペ ースがあります。

畝傍御陵前駅をでて線路沿いに北へ向かうと約10分でわが町大久保町に着きます。駅周辺も大久保町なのですが、道1本隔てて、南北に一般地区の大久保町と同和地区の大久保町に分断されています。同じ町名ながら町内会は別なのです。一般地区の町内会は被差別部落の大久保町と混同されるのを嫌い、ありもしない「公苑町」などと勝手に名乗り、堂々と看板まで出しています。約100年前に強制移転させられた痕跡は今なお様々な形で表出してきます。

大久保はその名前の通り「大きな窪み」から来ています。かつて大窪寺という寺があったことからもわかります。北へ行くほど低くなり、かつては住む人がいなかった湿地帯であったのです。子どもたちが「御陵前から自転車乗ったら楽やで、こがんでもスイスイ行きよる」と言っていましたが、肉眼でもさらに一段と低くなっているのがわかります。今は同和対策事業、地区改良事業により土盛りがされかつてほど湿気を感じることはありませんが、かつては少し強い雨が降ると我が家のたたきには水たまりができていました。

私の家の前の通りはかつて「一等筋」と呼ばれていました。村を東西に走るメインストリートなのです。この通りの延長線上に「神武天皇陵」があり、ダブルに配置された500ワットの水銀灯(今はLEDに交換されているかもしれません)が東西約100メートルの道路に7基並んでいます。橿原市にこんな明るい道路は他にありません。夜になると煌々としたあかりが部屋まで届き「光害」となっています。この筋を境に四条町と大久保町に行政区画は分かれています。大久保町は町名は同じなのに町内会は別々と先程述べましたが、今度は町名が違うのに町内会は八人保町なのです。こうした行政区画と町内会のギクシャクした関係は、まさに強制移転の名残に他なりません。洞村を追い出された祖先たちは受け入れるところがなく止むを得ず大久保町と四条町の境目に追いやられたのです。

洞村の跡には立派な煉瓦造りの井戸跡があり、今も水 を湛えています。他にも浄化装置と思われる石組みの跡 も残っています。かつては自由に出入りできたのに、現 在は宮内庁によって結界が張られ出入りが禁止されています。

洞部落強制移転について詳しく述べることはできませんが、「自主献納論」がまことしやかに広まっています。 洞部落の祖先たちが自ら進んで土地家屋を提供したというのです。私はこれに絶対与することはできません。移 転の過程で乳児や妊婦が何人も亡くなっています。また、 戦後には「元の土地を返せ」という運動も起きています。 天皇制という強大な権力による差別事件と捉えています。 洞部落強制移転について関心を持たれ、現地見学をし たいという方があればご一報ください。現地へ案内なし で行かれても深い森に迷い込んでしまいます。



その他・報告 その1

・「合祀取り消し要求書」提出者

第10回「合祀取り消し要求 靖国行動」の概要とまとめ

- ・実施日と所要時間 2022 年 4 月 12 日 11 時~ 12 時 30 分
- ·参加者8名(遺族7名、韓国合祀絶止裁判支援者1名)
- ・霊璽簿からの名前の削除を求める戦没者 18名
- ・対応した靖国神社の職員 総務課長 権禰宜

2021年第10回「靖国行動」が2022年4月12日にずれ込んだ理由

18名

靖国合祀イヤです・アジアネットワークは、「年に1回は合祀取り消しを要求するため靖国神社に出向いて面談を求める」ことを「靖国行動」と名付けて、全国の遺族に呼びかけて実施してきました。2021年でちょうど第10回となります。先ず、11月11日を指定して面談を求めました。靖国神社は、コロナを理由に拒否、日程の延期、変更についても渋って応じようとしません。

合祀されている戦没者の遺族が「合祀はイヤ」だと意思表示し続けていることを無視することは許せないと面談日時を設定するよう強硬に申し入れを継続しました。こんどは、靖国神社は、社務所の改修で部屋が取れないと言い出しましたが、4月4日と日時を指定して出向くと通告したところ、4月12日に臨時社務所の玄関先で、「合祀取り消し要求書」を受け取ると返事を寄こしました。

2022 年 4 月 12 日当日の靖国神社側の対応は、社務所が建て替え中で面談のための部屋が取れないという理由で臨時社務所の玄関先で立ったままで「要求書」を受け取るということでしたが、とりあえず玄関の扉内に入り、「足が悪く杖を突いている年配者がいるから、椅子を出せ!」と要求。2 脚だけ出しました。まず、遺族に対して失礼きわまる対応に抗議したうえで、参加者 8 人の一人ひとりから、それぞれの思いを語り、各自「要求書」を手交しました。

最後に、事務局に託された要求書を手交し、[抗議書]を読み上げて、第 10 回「合祀取り消し要求靖国行動」を終了しました。

総務課長は、この間、立ったままでメモを取りながら聞いていました。あくまで「面談」の形はとらないというのがその姿勢に表れていました。

この行動、次回 2023 年第 11 回と継続していきます。是非ご注目、ご参加トライしてみてください。

報告 その2 戦争展 (4/30.5/1)

両日で延べ参加人数 400 名。靖国ブースの展示については写真を中心に①靖国アジア共同行動、②靖国合 祀取消要求行動の二つのテーマで行いました。映画上映(靖国の檻)も含め、参加のみなさんからは靖国合 祀について「知らなかった」の感想が多く、戦争展に出展した意味があったように思いました。

◆◇◆ 第 7 回口頭弁論 ◆◇◆

日 時 7月25日(月)11時30分~

11:30 開廷(30 分前に正門前集合)

法 廷 京都地方裁判所101号法廷 (地下鉄丸太町) 裁判終了後すぐ弁護士会館にて報告集会

一審弁論もいよいよ佳境です。第7回口頭弁論では前回被告の準備書面4に対する再反論。 新たに横田耕一さん、佐々木弘通さんら憲法学者の力もお借りし、万全の体制で被告の反論に対 する再反論を行います。被告準備書面4をことごとく論破する聴きごたえのある弁論を期待して ください。

みなさん、是非傍聴に来てください。

傍聴席をいっぱいに』



第34回政教分離訴訟全国交流集会のご案内 ハイブリッド形式の集会です。

今年の交流会は、靖国合祀イヤですアジアネットワーク・京都主基田抜穂の儀違憲訴訟団の主催で開催いたします。

日 時 2022年7月29日(金)1:30より 30日(土)正午まで

会場 キャンパスプラザ京都

(JR 京都駅下車西へ徒歩5分・京都中央郵便局西側)

詳細は以下事務局に問合せください

京都・主基田抜穂違憲訴訟団

mail xiaoyezi @ nyc.odn.ne.jp

TEL 06-7777-4935

事務局よりのおしらせ

訴状・準備書面・陳述等書面は当会ホームページ を ご 覧 下 さ い 。

http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cy ottomatta.html

引き続きサポーター募集中

*個人年会費 一口 1,000 円 (出来れば複数口) *団体賛同金 一口 5,000 円 (何口でも可)

郵便振込口座番号 00980 8 35073 加 入 者 名 靖国抗議アジア訴訟団 *領収証は省略させていただきます。振込用紙の 受領証を保管ください。別途要領収書の場合は通 信欄に明記ください。